

香川県 建設業社会保険加入推進地域会議

議 事 次 第

日時：平成30年3月1日（木）16：15～

会場：サンポート合同庁舎 低層棟 アイホール

1. 開 会

挨拶（主催者代表）

一般社団法人香川県建設業協会 副会長 朝倉 一郎

2. 議 事

①取組事例について

株式会社大林組四国支店土木工事部長 牧野 昭彦 様

②社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

香川県土木部土木監理課 課長補佐 小西 康博

建設産業専門団体四国地区連合会 会長 武田 美治

3. 閉 会

「香川県建設業社会保険加入推進地域会議」について

目 的

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び事業者間の公平で健全な競争環境の構築を目的に、平成24年度より、建設業界と行政が一体となって取り組んできた社会保険加入対策については、取組開始から5年が経過し、社会保険への加入率が上昇する等、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の徹底を図るとともに、より地域に根ざした形で、小規模事業者も含めた地域レベルで理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的として、本会議を開催するものです。

※ 本会議の設置は、行政・建設業団体等で構成される「第1回建設業社会保険推進連絡協議会」(H29.5.8)において、平成29年度の取組方針の一つとして、全国各地で地域における優良な取組を推進することとされているものです。

内 容

- ・ 建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介
- ・ 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

※ 一定の適正な受注環境のもとでの営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に繋がることが期待されます。

なお、『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣伝企業」として募集し、四国地方整備局のHP等で宣伝企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

- ・ 香川県内に拠点を置く建設企業
 - ・ 香川県内での施工実績を有する建設企業
- ※法人、個人事業主は問いません。また、建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主催者

香川県、(一社)香川県建設業協会、(一社)日本建設業連合会四国支部、建設業専門団体四国地区連合会、四国地方整備局

○事務局 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

.....
当社は、「香川県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名

代表者

所在地

【送付先・問い合わせ先】

香川県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局
(四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

FAX 087-811-8414 / TEL 087-811-8314